



# 命を守る 住民避難について 【見守りネットワーク・安否確認】





# 災害発生時 行動指針の仕組みの明確化

住民

情報提供

訓

実施



## 城北地区 避難所運営マニュアル



平成28年度 城北地区防災対策協議会 織

2018/07/20

•2018/07/20 a • 7 · 另 · 日 宋津·地区功災均實證驗会 • 蒋思:城北地区公民館

### 真如苑 鳥取と「災害時協力協定」を締結しました

7月14日に、城北地区防災対策協議会と「真如邦 県政。2の間で、「災害時における相互協力に関する協定」を締結しました。災害持の駐車スペースとして、「車中遊離」等に活用します。この協定で、265台分の駐車スペースが確保できましたが、「早い者贈ち」というのではなく、毎月規定を作成しルールの基に活用したいと考えています。日 以前からお知らせしていましたが、この取り組みは、防災資源として活用で

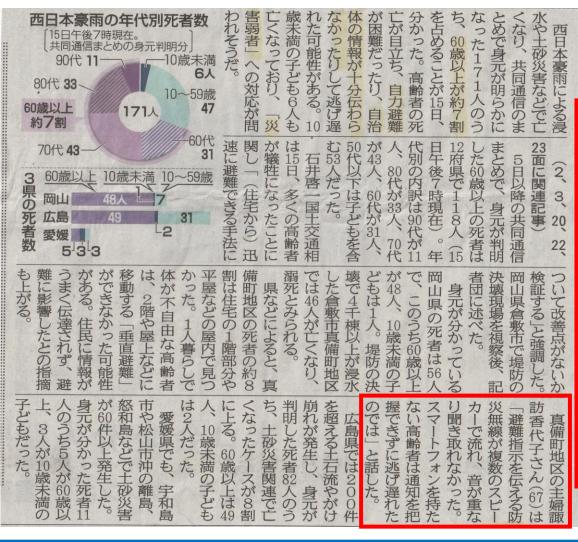


7月10日(水)に標業の動像会を開催しました、当初は、「透鈴所期報」 に関わる「東町地区選集的運賃マニュアル」の実績へ育り検討るま言的にして いましたが、「7.7選齢所開設」の製造もしました、今後の選輯的開設に備え て、貴重な製鋼とするためです、協議の内容は下記の通りでした。 国



今回の出席者は、城北防災の機論をなす方々でした。時間と超越して熱心に

今回の会合から、鳥取県後勝管理政策課 係長の夏 群平氏にも参加していただきました。原さんは、本年3月に鳥取県より出されました「鳥収無避難所運管マニュアル作成指針」を作られた方です。大変心強い限りです。今後 指導していただきながら、8月25日(日)に計画しています「避難的関談訓練」に向けて、取り組むことにしています。



自力 情報伝達

西日本豪雨

浸水想定:48時間に500mm(2017年九州豪雨と同規模)

- ■浸水範囲:最大で47平方キロメートル(3万6千世帯) 東は万葉歴史館周辺 西は湖山池 南は津ノ井地区
- \*JR鳥取駅・中心市街地:最大3m未満(1階天井まで浸かる)
- ■浸水時間:最大61時間



戦後2番目

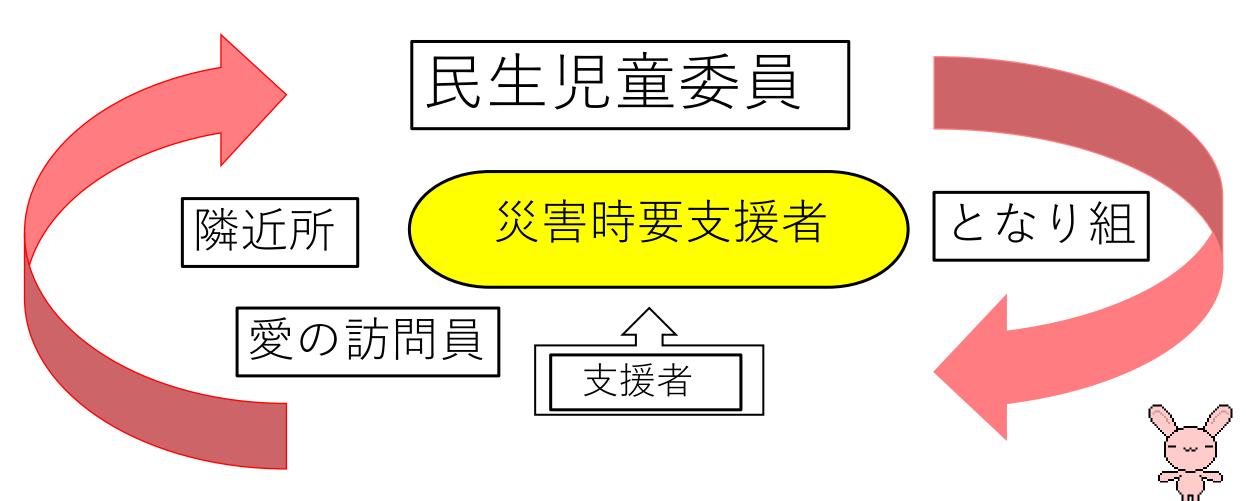
あ

### 城北地区 災害時要支援者 「見守り」 ネットワーク

①支援者・愛の訪問員協力員・となり組福祉員

\* 平時に「声かけ行動」担当者を決めておく:民生児童委員がまとめ役

【別紙:資料3「民生児童委員説明資料」】

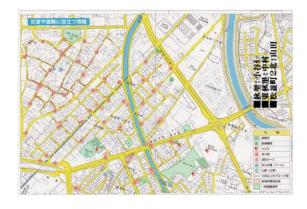


## 地域の災害弱者対策

# 地域の関係団体と連携\*横のつながり

防災対策協議会 民生児童委員協議会 社会福祉協議会(愛の訪問員・となり組) 婦人の会 等





### 城北地区 災害時要支援者 「見守り」 ネットワーク



### 民生児童委員協議会

【災害時における要支援者対応】

- 1) 要支援者への緊急情報の伝達と避難誘導 \*まとめ役
  - ①地震災害発生時の「声かけ行動」を統括:安否確認・避難誘導 \* 「支援者」・「となり組」・「愛の訪問員」と連携して実施。
- 2) 災害による被害の拡大防止のための措置の実施 \*要支援者住居訪問 ①身の安全確保、落下危険物等の応急処置 : 二次的被害の防止
  - ②初期消火 \*必要に応じ、可能な限りの救助・救出活動
- 3)要支援者の町内支援者の連携(コーディネート) \*\*まとめ役
  - ①平時においても、「支援者」・「愛の訪問員」・「となり組」の、 ネットワーク(連携)を機能させて要支援者の見守り活動 (名簿等に基づく見回り)と情報共有等のまとめ役。
- 4) 要支援者支援体制〈本部〉の確立 \*パイプ役
  - ①城北地区防災対策協議会・行政(福祉保健部)との連絡調整②安否(避難状況)。
  - ③要支援者の介護用物資・資機材等のニーズを把握し本部に報告。
- 5) 福祉避難所等の受け入れ先の確保 \*親族・施設との連絡調整
  - ①城北地区の福祉避難所〈幸朋苑〉との連絡調整
  - ②要支援者が普段利用している施設との連絡調整
- 6) 避難・搬送の支援 **\*パイプ役** 
  - ①避難先等との連絡調整・確保
  - ②可能な限りの避難先への搬送、生命 維持等のための支援体制確立 ・応急救護 ・補助器具、車等の手配
- 7) 要支援者のニーズの把握(避難状況) \*パイプ役
  - ①障がい者用トイレ・畳・マット・間仕切り用パーテーションの確認
  - ②避難場所への配慮(スペース確保)・障がい種に対応

# 愛の訪問協力員

# 孤独感をなくす

ひとり暮らし高齢者に対して、地域住民による日常的な安否確認(見守り)・友愛訪問(声かけ)を行うことにより、緊急時における支援体制の構築を図ることを目的としています。

# となり組福祉員

## 地域福祉の推進役

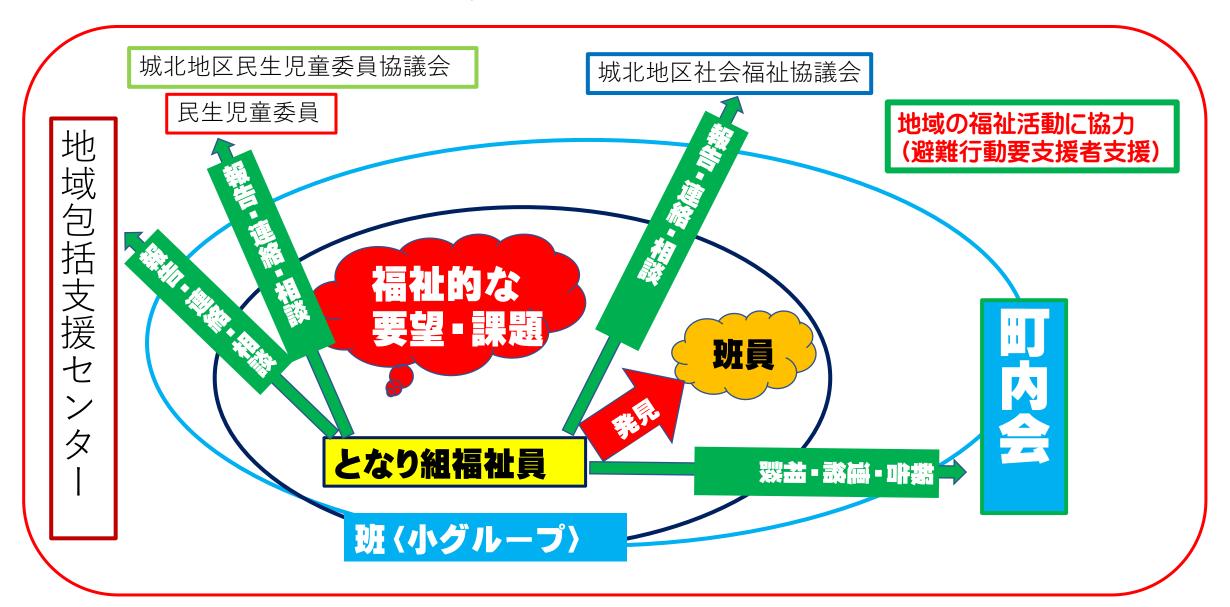
誰もが共に支えあい、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域社会の構築を図り、地域を担う人材を育成することを目的としています。

〈鳥取市社会福祉協議会より抜粋〉

## 愛の訪問協力員 活動内容図

城北地区民生児童委員協議会 城北地区社会福祉協議会 民生児童委員 緊急時の支援者 地域包括支援セ (避難行動要支援者支援) 孤独感 の解消 日常の声かけ 安否確認 福祉的な (見守り) タ 問題 愛の訪問協力員

## となり組福祉員 活動内容図



# 地震の場合

被害状況を自己判断し避難所開設情報に従って、直ちに避難行動をとる。

担当者を明確 にしておく で支援者は

城北地区 災害時要支援者 「見守り」 ネットワーク

民生児童委員 隣近所 となり組 支援者 愛の訪問員

避難行動要支援者





声かけ行動

「声かけが必要と判断した時点【震度5弱 程度】」

情報伝達・安否確認【訪問し口頭】

相談・危険はないか確認【自宅避難か避難所】

避難の場合はできる限り支援



\*指定された場所へ避難

\*城北小学校が指定された場合

\*真如苑駐車場【200台】

### 鳥取市からの「避難情報」は出ません。〈「一時集合場所」に自動参集が基本〉



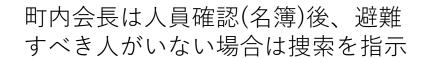




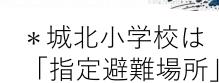
近隣の被害 状況の確認、 \* 救助活動

声 <sub>「</sub>を ー かけ合っ 時集合場 集合に

班ごとに集合し 班長「安否・動静」







指定された一番安全な場所へ避難 \* 城北小学校·城北高校 等

\*城北防災会が「自主避難所」を開設した場合は「城北連縮メール」で知らせます。

避難行動要支援者

# 害の場合

避難行動に**時間的余裕**があります。**被害予測に従つて避難行動**がとれます。

**「警戒レベル3**「高齢者等避難」の出た時点で支援者は





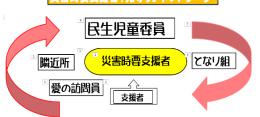
情報伝達【口頭もしくは電話】

相談【自宅避難か避難所】

避難の場合はできる限り支援



城北地区 災害時要支援者 「見守り」 ネットワーク



担当者を明確 にしておく

\*指定された場所へ避難

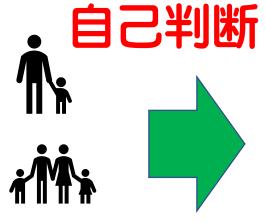
\*城北体育館・小学校等が指定された

場合(2日程度しのげる食料等 持参)

\*真如苑駐車場【200台】



避難所開設の情報に従って



声を 時集合場所」に

班ごとに集合し 班長「安否·動静」確認



\* 城北小学校2階は あくまでも緊急避難(最大4m



自宅垂直避難

\*避難場所:城北体育館

\* 避難所: 中ノ郷体育館・浜坂小学校

\* 分散避難(自家用車): 鳥取砂丘駐車場





\* 城北防災会が「自主避難所」を、城北体育館に開設した場合は「防災連絡網」で知らせます。

# 城北地区の防災行動 【コミュニティ防災】

■一人ひとりの命は、まず自分で守る……。 そして、家族、ご近所、町内会・城北地区(自 治会)へと助け合いの輪を広げ、「自分たちのまち は自分たちで守る」という取り組みです。

# 声をかけあって(危険をみんなに知らせ合い) みんなで逃げる!(避難)

水が来る前に逃げる!!水が来ないところに逃げ



### 「住民避難」の確認事項



①災害弱者(要支援者)に、「だれが」、「いつ」「声かけ行動」を実施するのか?

①支援者 (2)愛の訪 問員等 ③となり組 避難情報発令 不安だろうな?

情報伝達 安否確認 相談·支援

②災害時に町内住民は、「一時集合場所」に、「どのよう」に集合し、

個々の町内で決める

隣近所で声をかけあって

「だれが」町内住民の安否(動態)を確認し、

班長・となり組⇒町内会長・民生児童委員

「どこに」「どのようにして」避難するのか?

指定避難場所 安全な場所

みんなで!!

\*一緒に避難しない場合は「張り紙」

また、避難所での「居住スペース」、「生活ルール」はどうなるのか?



# ◎防災訓練:

# 「一時集合場所集合」・「避難所開設」等について

参加者の実務内容と主なタイムスケジュール

「打ち上げ花火」と「防災行政無線で避難を呼びかけます」





- ■家を空ける前に、「二次災害」を防止するためにすべきこと。
  - ●空き巣を防ぐため、「窓」や「ドア」等の戸締まりをする! ●外から見える所に、貴重品を出しっ放しにしておかない。
  - ●家を出るときには、忘れずに、ガス・水道の元栓を閉める。
  - ●電化製品に通電して火災が発生することを防ぐため、電気のブレーカーをOFFにする。(訓練時はON:冷蔵庫)
  - ●探しに来た人に無事を伝えられるように、玄関等に「避難先・全員無事です」といったメモか「安全印」をぶら下げる。

共助 **7**:40

- ■自主防災会(町内会)単位での訓練
- ・災害弱者(要支援者)への「声かけ行動(確認)訓練」
- ·町内住民は「一時集合場所集合(確認)訓練」
- \*空地・公園等の「一時集合場所(屋外)」 「安否確認」をし、集合人数(報告用) を把握した 訓練終了とする。

### 時集合場所集合



7:40



防災リ防 主防 会部員 訓練

防災部員訓練

指定避難場所へ移動」

## 「8.26 避難所開設訓練」確認事項

基本:避難所運営は避難者自身が行う。

- ○「実際の避難所運営とは異なる」ということの共通認識
  - ・災害時に、避難所運営に係る<mark>関係者が全員、避難所運営に関わることは困難</mark>であること。 (関係者が災害発生時に地区内にいないこと、被災等により、避難所まで到達できないこと、 避難所に避難する必要がないことなど)
  - ・避難所訓練の参加者が実際の避難者と異なること。 (訓練では「要支援者」の参加が難しいこと、街で働く方や観光客など、不特定多数の避難)
- ○「自助」・「近助」・「共助」による取組であるという共通認識
- ・避難所運営に関わる関係者も被災者であり、避難所で暮らす全ての方が、自らできることは自ら行う、助け合って行うという、「自助」・「共助」を醸成するための訓練であることを認識すること。

### ○避難する必要がない場合は、「避難しない」という認識の共有

・防災会部員といえども「避難所開設・運営訓練」を実施したからといって、必ずしも、避難所で 避難生活を行う必要はないということを、参加者で共通理解すること。**一番安全な場所に避難する**。

目的:避難所開設の流れを、みんなで理解し、災害に強い城北にしよう!!